

みどり市 保育施設ガイドブック

(令和9年度用)



みどり市マスコットキャラクター
みどモス

【保護者の皆様へのお願い】

- ・発熱等の風邪症状がある方は、受付期間内で日を改めて来庁してください。
(受付期間内の申込みは、先着順ではありません。)

《みどり市役所》

大間々庁舎

こども課

TEL 76-0995

笠懸庁舎

市民課

TEL 76-0972

東支所

東市民生活課

TEL 76-0984

保育施設入所のご案内（令和9年度入所用）

市内保育園一覧表

	保 育 施 設 名 住 所	電話番号	定員	対象児童	開所時間		保育短時間	保育標準時間
私 立	笠懸いずみ保育園 笠懸町阿左美805-2	(0277) 76-5511	120人	生後5ヶ月から	(平日)	7:00～20:00	8:00～16:00	7:00～18:00
					(土曜)	8:00～17:00	8:00～16:00	8:00～17:00
	たけのこ保育園 笠懸町西鹿田21-1	(0277) 76-2697	120人	生後5ヶ月から	(平日)	7:00～19:00	8:30～16:30	7:00～18:00
					(土曜)	8:00～17:00	8:30～16:30	8:00～17:00
	けやき保育園 笠懸町鹿4643-1	(0277) 76-2054	120人	生後8ヶ月から	(平日)	7:30～19:00	8:30～16:30	7:30～18:30
					(土曜)	8:00～17:00	8:30～16:30	8:00～17:00
	赤城保育園 大間々町桐原775-1	(0277) 72-2061	70人	生後3ヶ月から	(平日)	7:30～19:00	8:30～16:30	7:30～18:30
					(土曜)	7:30～17:30	8:30～16:30	7:30～17:30
	二葉保育園 大間々町大間々2261-3	(0277) 72-1182	100人	生後3ヶ月から	(平日)	7:00～19:00	8:30～16:30	7:30～18:30
					(土曜)	7:30～17:00	8:30～16:30	7:30～17:00
	大間々保育園 大間々町大間々792-2	(0277) 72-1448	70人	生後3ヶ月から	(平日)	7:30～19:00	8:30～16:30	7:30～18:30
					(土曜)	7:30～17:00	8:30～16:30	7:30～17:00
	東保育園 大間々町大間々471-1	(0277) 73-4188	130人	生後3ヶ月から	(平日)	7:30～19:00	8:30～16:30	7:30～18:30
					(土曜)	7:30～17:00	8:30～16:30	7:30～17:00
	ちえのみ保育園 東町花輪215	(0277) 97-3377	20人	生後6ヶ月から	(平日)	7:00～18:00	8:00～16:00	7:00～18:00
					(土曜)	8:00～17:00	8:00～16:00	8:00～17:00

市内認定こども園・幼稚園一覧表

	保 育 施 設 名 住 所	電話番号	定員	対象児童	開所時間		保育短時間	保育標準時間	教育 標準時間	預かり 保育(教育)
私 立	幼保連携型認定こども園 みどりのもり 笠懸町鹿2532-10	(0277) 76-6508	保育:170人 教育:15人	保育園機能 生後2ヶ月から 幼稚園機能 満3歳から	(平日)	7:00～19:00	8:00～16:00	7:00～18:00	9:00～13:00	8:00～9:00 13:00～16:00
					(土曜)	7:30～16:00	8:00～16:00	7:30～16:00	なし	なし
	幼保連携型認定こども園 みどりのかぜ 笠懸町阿左美3740-1	(0277) 76-2012	保育:90人 教育:15人	保育園機能 生後2ヶ月から 幼稚園機能 満3歳から	(平日)	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:30	9:00～14:00	8:30～9:00 14:00～16:30
					(土曜)	8:00～12:00	8:00～12:00		なし	なし
	幼保連携型認定こども園 笠懸いずみ第二こども園 笠懸町久宮299-1	(0277) 46-7581	保育:150人 教育:15人	保育園機能 生後5ヶ月から 幼稚園機能 満3歳から	(平日)	7:00～20:00	8:00～16:00	7:00～18:00	9:00～14:00	8:00～9:00 14:00～16:00
					(土曜)	8:00～17:00	8:00～16:00	8:00～17:00	なし	なし
	学校法人 南光寺学園 阿左美幼稚園 笠懸町阿左美967-2	(0277) 76-7320	80人	3歳児から5歳児	(平日)	7:50～18:30	なし	なし	7:50～14:00	14:30～18:30
					(土曜)	8:00～15:00	なし	なし	なし	8:00～15:00 (第1・3・4週のみ)
	学校法人 マイトリー学園 大間々南幼稚園 大間々町大間々895-1	(0277) 73-0067	150人	満2歳児(満2歳の 誕生日より)から5 歳児	(平日)	7:30～18:30	なし	なし	8:30～14:00	7:30～8:30 14:00～18:30
					(土曜)	-	なし	なし	なし	なし

～ 特別保育を実施している施設の紹介～

	保 育 施 設 名	延長	一時	休日	障がい児	病後児	支援センター
私 立	笠懸いずみ保育園	●	●	●	●		●
	たけのこ保育園	●	●		●	●	●
	けやき保育園	●			●		
	赤城保育園	●	●	●	●		●
	二葉保育園	●	●	●	●		●
	大間々保育園	●	●	●	●		
	東保育園	●	●	●	●		
	ちえのみ保育園	●	●		●		
こども 私立 園	みどりのもり	●	●		●		●
	みどりのかぜ	●	●		●		
	笠懸いずみ第二こども園	●	●	●	●		●

※ 特別保育の申し込みや料金などの詳細、土曜保育の開所時間については、各保育施設へお問い合わせください。

※ 受け入れについて、別途調整が必要となる場合があります。

※ 大間々地区の保育所の休日保育は、赤城保育園で実施します。

※ 定員数や開所時間、特別保育の実施については変更となる可能性があります。

【各特別保育の紹介】

○延長保育

保育短時間・保育標準時間を超えても預けることができます。ただし、延長料金が発生する場合があります。

○一時預かり保育

育児疲れの解消や急病・冠婚葬祭等、又は短時間勤務や断続的勤務の仕事をしているなどの理由で一時的に保育が必要になる場合、保育施設に預けることができます。ただし、既に保育施設へ入所している方は、原則入所施設での対応となりますので、入所施設へご相談ください。

○休日保育

日曜日や祝日に仕事等の理由などで家庭での保育ができない場合、休日の保育を実施します。ただし、実施している施設に入所中の児童が対象となります。

○障がい児保育

障がいを持っている児童の保育を実施します。
※身体障害者手帳・療育手帳を持っている児童、特別児童扶養手当の受給対象児童などが該当になります。

○病後児保育

子どもが病気の回復期であり、集団での保育は難しいが、保護者が仕事などの理由で家庭での保育ができない場合に保育所へ預けることができます。ただし、市内在住のお子さんが対象で、事前に医師の診断書等の提出が必要です。

○地域子育て支援センター

地域に密着している保育施設を活用し、親子で一緒に遊んだり、親同士、子ども同士のコミュニケーションを図るために利用できる場所です。また、専任の保育士さんが、子育てについて困っていることなどの相談に応じます。

保 育 所 と は

保護者が働いているまたは病気などの理由で、児童を日中、家庭で保育することができない場合に一定の時間を保護者に代わって保育するところです。

「集団生活を体験させるため」「小学校入学準備のため」「下の子の保育に手がかかる」などの理由では、入所の対象となりません。

入所申込の条件

- (1) 児童及び保護者がみどり市に居住し、住民登録をしていること。
※市外からの転入予定者も該当。詳しくは、14～15ページの『Q&A』を参照してください。
- (2) 保育所での集団生活に支障のない児童であること。
- (3) **入所月時点で**次のいずれかの保育が必要な事由に該当していること。

1. 家庭外労働 外で働いている場合 ※₁
2. 家庭内労働 家で日常の家事以外の仕事（自営業、内職等）をしている場合 ※₁
※₁ 1ヶ月あたりの最低労働時間が月64時間以上でなければなりません。
(64時間未満の場合は、就労を事由に入所はできません。)
3. 母親の出産 出産前後（産前8週・産後12週）
4. 病気や怪我等 病気、怪我、心身に障がいがある場合
5. 病人の介護等 長期にわたり常に病人や心身に障がいがある者を介護、看護している場合
6. 就 学 保護者が就学（職業訓練含む、自動車教習所除く）している場合
7. 求職活動 求職活動（起業準備含む）を行っている場合 ※₂
※₂ 求職活動期間中は、保育短時間認定となり、認定期間は最長90日間までとなります。
就労先が決まった場合は、速やかに就労証明書を持参して来庁してください。
就労先が決まらなかった場合は、退所となります。
8. 家庭の災害 震災、風水害、火災、その他の災害の復旧に当たっている場合
9. 虐待やDVの恐れがある場合

**入所中はいずれかの事由に該当している必要があります。
該当しなくなった、変更になった場合には、必ず市へご連絡ください。**

〈育児休業について〉

育児休業を事由に入所申込することはできません。

なお、保育施設に入所している児童がいる状態で育児休業を取得しても、復職日に制限なく、保育施設（保育所機能）に通い続けることができます。



認定こども園とは

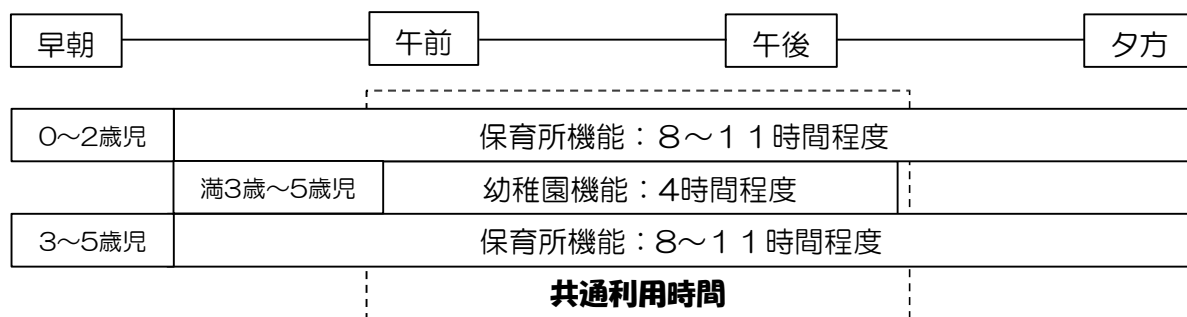
保育所と幼稚園の機能や特徴を併せ持つ施設です。

満3歳～5歳児については、保護者の就労状況などが変わっても、通い慣れた施設を継続して利用することができます。通常は、保育所機能を利用している方で保育を必要とする事由がなくなってしまうと、保育所を退所しなければなりません。認定こども園の場合は、保育所機能から幼稚園機能に変更することができます。

利用の仕方については、以下のようになっています。

対象年齢	利用できる機能	利用できる保護者
0～2歳児	保育所機能	保育を必要とする事由に該当する方（3ページ参照）
満3歳～5歳児	幼稚園機能	制限なし
3～5歳児	保育所機能	保育を必要とする事由に該当する方（3ページ参照）

【利用時間について】



- ・利用時間を超えて預ける場合、料金が発生する場合があります。
詳細については、各保育施設へお問い合わせください。
- ・共通利用時間内は、保育所機能と幼稚園機能を利用する児童と一緒に活動をしています。

* 認定こども園の入所申込について *

〈保育所機能の場合〉

通常の保育所と同様に市へ申し込みください。

※3ページの『入所申込の条件』 5～6ページの『入所申込について』を参照してください。

〈幼稚園機能の場合〉

施設へ申し込みください。市には、施設からの証明（受付）がされた認定申請書の提出が必要となりますので、施設を通じて市へ提出してください。

認定申請書の表面の個人番号（マイナンバー）に記載がある場合は、施設を通じて提出することが出来ませんので、裏面の施設記載欄に証明をしてもらった後、マイナンバーカードまたは通知カード及び身分証明書を持って、市へ直接提出してください。

なお、令和8年1月2日以降にみどり市に転入した保護者は、税情報の確認が出来ないため、表面の個人番号（マイナンバー）を記載は必須となります。

※認定申請書は市または施設で配布しています。

※認定申請書の詳細は16～17ページを参照してください。

入所申込について

【入所申込する前に】

入所申込をする際には、必ず施設見学をしてから申し込みください。見学については、各保育施設へお問い合わせください。

発育の遅れ、アレルギー、疾病などがあると思われる場合は、見学等の際に希望施設へ相談したうえで申し込みください。また、申込時にはその旨を必ず申し出てください。

* 保育施設の入所施設の申請方法 *

〈一斉申込（4月入所）〉

期間：令和8年10月1日（木）～ 令和8年10月30日（金）

上記期間に申し込みした方を優先的に入所決定しますので、入所希望の方は、上記期間に申し込みください。上記期間を過ぎた場合は、申し込みした月ごとに入所決定します。

〈随時申込〉

年度途中から入所を希望する場合は、随時で申込みを受け付けています。毎月15日に申込みを締め切り、入所調整後、翌月1日の入所決定となります。

（15日が土・日・祝日の場合は直前の平日）

※前月の締切日の翌日以降の平日から受付を開始します。

〈産後休業明け・育児休業明けの申込について〉

みどり市内の保育施設への入所を希望し、産後休業明け・育児休業明けで仕事に復帰する場合は、4月入所でなくても、一斉申込で申込みができます。復帰する日の前月1日から入所が可能です。（例：9月中に仕事復帰する場合は8月または9月に入所が可能）

また、随時申込においても、復帰する日の前月1日から入所を希望する場合は、締切日の1ヶ月前以前からの申込みが可能となります。

なお、母子手帳が発行されていれば、妊娠中でも申込みができますので、申し込む際は、母子手帳の写しを忘れずにお持ちください。

〈みどり市外の保育施設への申込について（広域入所）〉

みどり市外の保育施設への入所を希望する場合も、みどり市へ申し込みください。

なお、保護者の勤務先または祖父母の住所が希望施設の市町村にあるなどの要件が必要となります。また、希望施設の市町村が定める要件に当てはまらない場合は、申し込みできません。市町村によっては、当市と申込締切日が異なる場合があるため、要件の内容も含めて、事前に当市または他市町村の担当窓口へご確認ください。

※求職活動を事由に入所することはできません。

※施設所在地の児童を優先的に入所決定されるため、入所優先は低くなります。

※産後休業明け・育児休業明けで仕事に復帰する場合でも、一斉申込で申込みができるのは、4月入所のみとなりますので、復帰に合わせて年度途中から入所を希望する場合は、随時申込となります。

〈転園の申込について〉

現在入所している保育施設の転園を希望する場合は、新規申込と同様の申込みが必要です。

また、申込みの際に、転園を希望する日の前月末で現在入所している施設の退所手続きが必要となりますが、産後休業明け・育児休業明けで転園を希望する場合は、退所日が転園を希望する日の前月末ではない場合があるので、事前に担当窓口へご確認ください。

※育児休業認定の期間中に転園することはできません。

【その他提出書類】

1. 保育を必要とする証明書類（就労以外の場合）

区 分	提 出 書 類	提 出 時 期
妊娠・出産	母子手帳の写し（出生前のみ）	入所申込時 または 認定変更申請時
病気・病人の介護等	診断書 ※障害者手帳を受けている場合は初回のみ （診断書の様式は保育担当窓口にあります）	
就 学	就学期間が記載された在学証明書または学生証の写し	
災害等により復旧作業中	り災証明書（所管の消防署で発行）	

※状況に応じて、上記以外の書類を提出していただく場合もあります。

2. その他提出が必要な書類

区 分	提 出 書 類	提 出 時 期
入所児童の兄姉兄 （未就学前に限る）が 保育所・認定こども園・ 幼稚園以外の 施設に通っている場合	在園証明書 ※施設からの証明が必要です。 （様式は保育担当窓口にあります）	入所申込時 または 状況に変更があった場合

※当てはまる場合はご提出ください。

3. 税情報の確認に係る書類

区 分	提 出 書 類	提 出 に つ い て
令和8年1月1日に みどり市内に住所がない人	①市町村民税所得課税（非課税）証明書 （令和8年度（令和7年分）） ※入所日が9月以降の場合は不要です。	入所申込書に 個人番号（マイナンバー）の 記入がある場合は提出不要

* 保育施設入所申込の提出書類・持ち物 *

- ① 教育・保育給付認定申請 兼 入所申込書
- ② 保育利用に関する同意書
- ③ 調査書（教育・保育給付認定/施設等利用給付認定）
- ④ 就労証明書（就労を事由とする保護者のみ）
※3ヶ月前以前に会社から証明された証明書は受付できません。
（例：9月15日に申し込む場合は6月16日以降に証明された証明書）
- ⑤ 保護者のマイナンバーカードまたは通知カード+身分証明書（免許証など）
- ⑥ その他提出書類（上記参照）

みどモス



手続きに必要な書類等が無い、書類に不備等がある場合は、受付ができない場合があります。

入所の決定

保護者の希望、保育施設の状況などにより、市が入所調整を行います。

入所申込の条件を基に、「保育の必要性」が高い児童から順に入所決定をするため、施設の定員に余裕のない場合や、施設基準を超えてしまうような場合には、希望する施設に入所できない場合があります。

なお、認定こども園の幼稚園機能を利用する方は、施設が入所決定をしますので、施設へお問い合わせください。

認定申請について

入所申込の際は、認定を受ける必要があり、希望する施設によって申請方法が異なります。

〈幼稚園・認定こども園（幼稚園機能）を希望する場合〉

1. 希望する施設の申込みと同時に市へ認定申請をします。
2. 市から教育・保育給付認定通知書または支給認定証が送付/交付されます。

〈保育所・認定こども園（保育所機能）を希望する場合〉

1. 希望する施設の申込みと同時に市へ「保育の必要性」の認定申請をします。
2. 教育・保育給付認定申請 兼 入所申込書と調査書、就労証明書等を基に認定を判定します。
3. 市から保育施設の入所承諾書または入所不承諾通知書と共に教育・保育給付認定通知書または支給認定証が送付/交付されます。

【認定区分】

認定区分	対象児童	対象施設
1号認定	教育を希望する満3歳以上	幼稚園や認定こども園（幼稚園機能）
2号認定	保育を必要とする満3歳以上	保育所や認定こども園（保育所機能）
3号認定	保育を必要とする満3歳未満	保育所や認定こども園（保育所機能）

【時間区分】

◎教育標準時間：1号認定を受ける児童

◎保育標準時間：2・3号認定を受ける児童（最長11時間利用可能）

条件（例）：●就労時間と通勤時間で8時間以上の場合

●就労時間と通勤時間で8時間以上ではないが、保育短時間の利用可能時間を過ぎてしまう場合

（例：保育短時間が8：30～16：30、就労時間が13：00～18：00）

◎保育短時間：2・3号認定を受ける児童（最長8時間利用可能）

条件（例）：●就労時間と通勤時間で8時間未満の場合

●保育短時間の利用可能時間で十分な場合

●求職活動中の場合

●育児休業中の場合

保育施設（保育所機能）入所を希望する方は、以下のパターンに区分されます。

- ① 2号認定（保育標準時間）
- ② 2号認定（保育短時間）
- ③ 3号認定（保育標準時間）
- ④ 3号認定（保育短時間）

※時間区分によって、施設の定めた利用時間を超えて預けた場合、
延長料金が発生する場合があります。延長料金は施設ごとに異なります。

【認定期間について】

認定区分	認定期間	
1号認定	入所希望日から	卒園（5歳児の年度末）まで
2号認定※	満3歳に達した日から 入所希望日から	卒園（5歳児の年度末）まで
3号認定※	入所希望日から	満3歳の前日まで

※保育を必要とする事由によっては、認定期間が上記とは異なります。

教育・保育給付認定通知書等の期間をよく確認してください。

（例：求職活動の場合、認定期間は最長90日間までとなります。）

認定期間が切れてしまうと、保育施設（保育所機能）に通い続けることはできません。

※保育を必要とする事由に該当しているかの確認として年に1回、**現況届の提出**が必要です。

該当者には9月下旬頃に別途ご案内します。

※3号から2号への認定変更は、市が職権で行うため、申請の必要はありません。

年齢別入所期間

年齢	生年月日	入所できる最長期間（卒園）
5歳児	令和3年4月2日から令和4年4月1日	令和10年3月31日まで
4歳児	令和4年4月2日から令和5年4月1日	令和11年3月31日まで
3歳児	令和5年4月2日から令和6年4月1日	令和12年3月31日まで
2歳児	令和6年4月2日から令和7年4月1日	令和13年3月31日まで
1歳児	令和7年4月2日から令和8年4月1日	令和14年3月31日まで
0歳児	令和8年4月2日から令和9年4月1日	令和15年3月31日まで
0歳児	令和9年4月2日以後	令和16年3月31日まで

保育料・給食費について

みどり市では、R7年度より子どもの人数や保護者の所得にかかわらず、保育所等に通う子どもの保育料・給食費(主食費・副食費)が無償化となっています。

なお、一時預かりや延長保育などの特別保育で発生する保育料については対象外となっています。

また、本来発生する保育料の金額については、12ページの表でご確認ください。

〈対象となる児童〉

・保育料

月の初日時点でみどり市に住所があり、市内外の保育所・認定こども園・幼稚園等に通う、国の子ども・子育て支援制度における「保育の必要性※のある子ども」

※保育の必要性とは、保護者の就労や求職活動などの理由により、家庭で子どもを保育できない場合を指す。(詳細は3ページに記載)

・給食費

月の初日時点でみどり市に住所があり、市内外の保育所・認定こども園・幼稚園等に通う子ども

令和6年度まで

費用区分		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
保育料		約122万円 ※1 有償 <保育料に給食費が含まれる> 第3子以降は無償 ※2			無償 <国の幼児教育・保育の無償化>		
給食費	副食費 (おかず等)				有償 約21万円 第3子以降は無償		
	主食費 (ご飯代)				有償		

※1…保護者の経済的負担額(目安)【生後2か月入所～卒園の場合】

※2…市独自施策として18歳以下の多子世帯の第3子以降の子どもは無償

令和7年度～

費用区分		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
保育料		無償			無償 <国の幼児教育・保育の無償化>		
給食費	副食費 (おかず等)				無償		
	主食費 (ご飯代)				無償		

無償化の手続きについて

無償化を受けるために手続きが必要な場合がありますので、以降のフローチャートと表を確認してください。

<保育料の無償化に係る手続きの有無について>

事業		世帯 課税	0歳児～2歳児	満3歳児	3歳児～5歳児
保育所 ※みどり市の施設の場合 (笠懸いずみ保育園、たけのこ保育園、けやき保育園、赤城保育園、二葉保育園、大間々保育園、東保育園、ちえのみ保育園) 認定こども園(保育所機能) (みどりのもり、みどりのかぜ、笠懸いずみ第二こども園) 地域型保育事業		非課税 生活保護等	手続きなし	-	手続きなし
認定こども園(幼稚園機能) (みどりのもり、みどりのかぜ、笠懸いずみ第二こども園) 新制度幼稚園	教育時間	課税	-	手続きなし	
		非課税 生活保護等			
	預かり保育	課税		【手続きあり】※イ 日額上限450円/月額上限16,300円	【手続きあり】※ロ 日額上限450円/月額上限11,300円
		非課税 生活保護等			
新制度未移行幼稚園 (阿左美幼稚園・大間々南幼稚園)	教育時間	課税	-	手続きなし	
		非課税 生活保護等			
	預かり保育	課税		【手続きあり】※イ 日額上限450円/月額上限16,300円	【手続きあり】※ロ 日額上限450円/月額上限11,300円
		非課税 生活保護等			
認可外保育施設 (企業主導型保育事業は除く) ※給食費は対象外		課税	【手続きあり】※イ 月額上限42,000円	-	【手続きあり】※ロ 月額上限37,000円
		非課税 生活保護等	【手続きあり】※ハ 月額上限42,000円		
企業主導型保育事業 ※給食費は対象外		課税	【手続きあり】※イ 月額上限37,100円(0歳児)/月額上限37,000円(1～2歳児)	-	【施設の方針による】※ニ 月額上限26,600円(3歳児)/月額上限23,100円(4歳以上児)
		非課税 生活保護等	【施設の方針による】※ニ 月額上限37,100円(0歳児)/月額上限37,000円(1～2歳児)		

※イ【利用料徴収あり】支払った預かり保育の利用料の相当額を補助します。年に2回請求する必要があります。詳しくは市HPをご覧ください。

※ロ【利用料徴収あり】認定の申請が必要です。3ヶ月に1回、市へ請求する必要があります。請求時期に市からお知らせします。

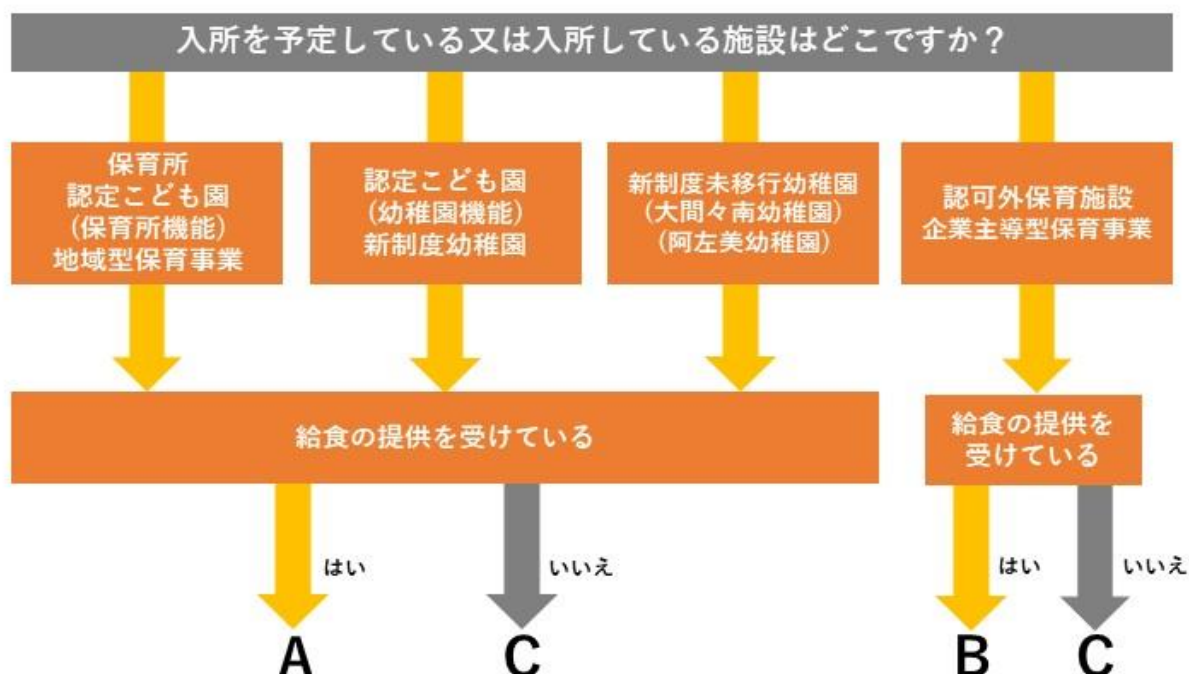
※ハ【利用料徴収あり】認定の申請が必要です。3ヶ月に1回、市へ請求する必要があります。請求時期に市からお知らせします。

※ニ【利用料徴収あり】利用施設にお問い合わせください。

②給食費の無償化について

みどり市独自「給食費の無償化」の申請について

無償化を受けるために手続きが必要となる場合がありますので、
下記のフローチャートをご確認ください。



判定結果	A	手続きは不要です。
	B	支払った給食費の相当額を補助します。 年に2回、市へ請求する必要があります。詳しくは市HPをご覧ください。
	C	アレルギーや宗教上の理由、施設の方針などにより年度を通して給食の提供を受けていない者が対象です。 持参した弁当の相当額を補助します。 年に2回、市へ請求する必要があります。詳しくは市HPをご覧ください。

※上限額あり

みどり市 保育認定子どもの施設利用者負担額表 (0～2歳児)

階層 区分	定義	0～2歳児				0～2歳児 (ひとり親世帯、障がい児(者)のいる世帯)			
		軽減前		軽減後		軽減前		軽減後	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
D1 階層	生活保護法による 被保護者世帯等	0円	0円	0円	0円	0円 (0円)	0円 (0円)	0円	0円
D2 階層	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円 (0円)	0円 (0円)	0円	0円
D3 階層	市町村民税課税世帯 (均等割額のみ)	10,000円 (5,000円)	9,800円 (4,900円)	0円	0円	2,400円 (0円)	2,400円 (0円)	0円	0円
D4 階層	市町村民税所得割額 48,600円未満	12,000円 (6,000円)	11,800円 (5,900円)	0円	0円	2,400円 (0円)	2,400円 (0円)	0円	0円
D5 階層	市町村民税所得割額 59,000円未満	15,000円 (7,500円)	14,700円 (7,400円)	0円	0円	2,400円 (0円)	2,400円 (0円)	0円	0円
D6 階層	市町村民税所得割額 71,000円未満	18,000円 (9,000円)	17,700円 (8,800円)	0円	0円	2,400円 (0円)	2,400円 (0円)	0円	0円
D7 階層	市町村民税所得割額 77,101円未満	21,000円 (10,500円)	20,600円 (10,300円)	0円	0円	2,400円 (0円)	2,400円 (0円)	0円	0円
	市町村民税所得割額 84,000円未満					21,000円 (10,500円)	20,600円 (10,300円)		
D8 階層	市町村民税所得割額 97,000円未満	24,000円 (12,000円)	23,600円 (11,800円)	0円	0円	24,000円 (12,000円)	23,600円 (11,800円)	0円	0円
D9 階層	市町村民税所得割額 115,000円未満	27,000円 (13,500円)	26,500円 (13,300円)	0円	0円	27,000円 (13,500円)	26,500円 (13,300円)	0円	0円
D10 階層	市町村民税所得割額 133,000円未満	30,000円 (15,000円)	29,500円 (14,700円)	0円	0円	30,000円 (15,000円)	29,500円 (14,700円)	0円	0円
D11 階層	市町村民税所得割額 151,000円未満	33,000円 (16,500円)	32,400円 (16,200円)	0円	0円	33,000円 (16,500円)	32,400円 (16,200円)	0円	0円
D12 階層	市町村民税所得割額 169,000円未満	36,000円 (18,000円)	35,400円 (17,700円)	0円	0円	36,000円 (18,000円)	35,400円 (17,700円)	0円	0円
D13 階層	市町村民税所得割額 235,000円未満	39,000円 (19,500円)	38,300円 (19,200円)	0円	0円	39,000円 (19,500円)	38,300円 (19,200円)	0円	0円
D14 階層	市町村民税所得割額 301,000円未満	42,000円 (21,000円)	41,300円 (20,600円)	0円	0円	42,000円 (21,000円)	41,300円 (20,600円)	0円	0円
D15 階層	市町村民税所得割額 397,000円未満	46,000円 (23,000円)	45,200円 (22,600円)	0円	0円	46,000円 (23,000円)	45,200円 (22,600円)	0円	0円
D16 階層	市町村民税所得割額 397,000円以上	50,000円 (25,000円)	49,100円 (24,600円)	0円	0円	50,000円 (25,000円)	49,100円 (24,600円)	0円	0円

※表中()は、第2子の保育料です。

※4月から8月の保育料は、令和8年度(令和7年分)の市町村民税所得割額で算定をします。

※9月から翌年3月の保育料は、令和9年度(令和8年分)の市町村民税所得割額で算定をします。

※3～5歳児の保育料は、幼児教育・保育の無償化のため、0円です。

※みどり市における保育料無償化事業の実施により、決定額は軽減後の保育料になります。

届 出

次のような場合は、申込中/入所中を問わず、市へ必ずお申し出ください。

1. 家庭内保育が可能になった場合（退職、病気全快、育児休業取得など）
2. 入所日を変更する場合
3. 居住地などが変わる場合（転出など）
4. 世帯状況が変わった場合（家族の死亡、母子・父子家庭、障害者手帳の交付など）
5. 就労、就学状況が変わった場合（就労先、就労日数、就学期間の変更など）
6. 期限後に住民税の申告をした場合または修正申告をした場合

【変更手続等に関する書類】

区 分	提 出 書 類	提 出 時 期	備 考
入所を辞退する場合 【入所前】	保育施設入所辞退届	入所する月の前月15日まで	入所月を過ぎての提出は できません
入所日を変更する場合	保育施設 入所期間変更申請書	入所する月の前月15日まで	入所月を過ぎての提出は できません
保育施設(保育所機能) を退所する場合 【入所中】	保育実施解除申請書	退所する月の15日まで	転園希望の場合、期日を過ぎると 翌月の入所ができなくなります。
家族構成が 変更になった場合	氏名等変更届	変更後、速やかに 提出してください	階層区分が変更になる場合は 変更日の翌月から反映されます
就労先等が 変更になった場合	就労証明書	変更後、速やかに 提出してください	認定区分/時間区分が変更になる場合は 提出日の翌月から反映されます
住民税の修正申告を 行った場合	修正(更生)申告申立書 確定申告書の写し	修正申告後、速やかに 提出してください	階層区分の変更は 提出日の翌月から見直しされます

※みどり市外に転出される場合は、退所の申請書と認定取消の申請書を提出していただきます。

継続入所を希望する場合は、転出先の市町村で認定を受ける必要があります。

※就労状況の変更により認定区分/時間区分が変更になる場合は、就労証明書の提出の他に、
記入する申請書がありますので、市役所窓口までお越しください。

Q&A

Q これからみどり市に引っ越す予定なのですが、入所申し込みはできますか？

A 転入予定日が入所希望日前で、転入先の住所が決まっている場合は、申し込みできます。ただし、一斉申込の場合は3月末、随時申込の場合は入所希望日の前月末までに転入しないと、入所決定が取り消しになります。なお、入所希望日以降に転入する場合は、現住所地の市町村に申し込みください。

Q 仕事を退職しました。すぐに退所になりますか？

A 保育が必要な事由に該当しなくなるため、退所となります。ただし、再就職を希望する場合は、求職活動として最長90日間の在籍が認められているため、希望する場合は、市で手続きが必要となります。なお、市外の保育施設に入所している児童は、求職活動での在籍が認められない場合がありますので、事前に市までご相談ください。

Q 勤務時間が変わった場合、保育短時間から保育標準時間に変更できますか？

A 勤務時間を確認させていただくため、新しい就労証明書を持って、市で認定変更の手続きをすれば変更できます。手続きした翌月から変更となります。なお、内容によっては、変更できない場合もあります。

Q 子どもが保育園に通っていますが、里帰り出産をすることになり長期間登園できません。その場合は退所になりますか？

A 1ヶ月以上の休園の場合は休園申請書の提出が必要となります。休園期間は最長で休園開始日から12週後の属する月の末日までとなり、それ以上の場合には退所となります。

Q 勤務時間が16時までであり、保育標準時間の利用可能時間が18時までの施設を保育標準時間で認定を受けている場合、18時まで預けても良いですか？

A 保育所及び認定こども園（保育所機能）とは、仕事などで家庭内保育が出来ない時間を代わりに保育する場所であるため、仕事が終わる次第、早めにお迎えに来てください。

Q 入所申込する場合、保護者の代理で祖父母が申し込むことは可能ですか？

A 保護者への確認事項や別途で記入する書類がある場合がありますので、代理ではなく保護者が申込みに来てください。申込み以外の提出書類についても同様です。どうしても代理を希望する場合は、事前に市までご相談ください。

Q 市内の保育施設へ通っていますが、市外へ転出すると、退所になりますか？

A 今年度中であれば、広域入所の要件は関係なく、通い続けることができます。ただし、みどり市の認定は切れてしまうので、転出先の市町村で認定を受ける必要があります。なお、来年度以降も入所を希望する場合は、広域入所の要件が必要となりますので、事前に市までご相談ください。

Q 転園を申し込みたいが、転園希望先が定員超過等で入所できなかった場合、今まで入所していた施設へ戻ることはできますか？

A 第2希望以降で今まで入所していた施設を希望してもらうことになりますが、新規申込者も含めて新たに入所調整を行うため、必ずしも戻れるわけではありません。

Q 保育施設の空き状況は教えてもらうことは出来ますか？

A 今年度の空き状況については、みどり市子育てナビ、市ホームページをご確認ください。毎月末に翌々月の空き状況を更新しております。また、来年度の空き状況については、例年12月以降のお伝えとなりますので、市へご連絡ください。

なお、幼稚園機能の空き状況は、施設へご確認ください。

Q 会社の育児休業を延長したいのですが、不承諾通知書（入所不可の通知書）をもらうことはできますか？

A 空きが無いなど、施設側の都合によって入所ができなかった場合に限り、不承諾通知書が発行されます。入所できるにもかかわらず、自己都合で入所辞退した場合には発行されません。また、不承諾通知書目当ての申込については受付することはできません。

Q 申込み後に申込書類のコピーが必要になった場合、窓口でもらうことはできますか？

A 受付後に申込書類の返却やコピーのお渡しはできません。申込書類のコピーが必要になる可能性がある場合には、申込前にご自身でコピーを取っておいてください。

Q 来年度に市外の保育施設へ入所させたいのですが、一斉申込で申込みはできますか？

A 市外の保育施設への一斉申込は、4月入所のみ可能です。

5月入所以降に関しては、入所希望日の前月の申込みとなります。詳細については、5ページの＜みどり市外の保育施設への申込について（広域入所）＞をご確認ください。

Q 9月下旬に育児休業明けで仕事に復帰する場合、8月入所の申込みはできますか？

A 市内の保育施設の場合は、復帰する日の前月1日から入所が可能のため、8月入所の申込みは可能です。市外の保育施設の場合は、市町村によっては月の後半（15日以降）の復帰では前月から入所が出来ないことがあるため、事前に市までご相談ください。

Q 育児休業明けの仕事復帰に合わせて保育施設の入所日を希望しましたが、入所決定後に復職日が変更になったため、入所日を変更することは可能ですか？

A 仕事に復帰する日の前月または当月であれば、同じ年度内に限り変更は可能です。ただし、入所予定の保育施設が変更後の入所日で受け入れ可能であることが条件となりますので、受け入れ可能である場合には市へ保育施設入所期間変更申請書を入所する月の前月15日までにご提出ください。

Q 仕事を掛け持ちしていますが、1つの仕事で月64時間以上を勤務しているので、もう1つの仕事の就労証明書は不要ですか？

A 保育が必要な事由を全て把握する必要があるため、1つの仕事で月64時間以上を勤務しているかどうかに関わらず、就労している全ての就労証明書が必要となります。

Q 会社が記入した就労証明書の不備に気づきました。自分で修正しても大丈夫ですか？

A 保護者記載欄を除いて、就労証明書は就労先の担当者による修正が必須となります。そのため、会社から就労証明書を受け取った際に十分確認を行ってください。

教育・保育給付認定申請 兼 入所申込書

(兼 児童台帳)

記入例
(保育所機能)

年 月 日

次のとおり入所施設と給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定を申請します。併せて、特定教育・保育施設への入所を申し込みます。

保 護 者	現住所	(〒 379 - 2313) みどり市 笠懸町鹿2952番地	ふりがな	みどり たろう																						
	令和8年 1月1日 現在の住所	(アパート名等 みどり第1ハイツ1号室 (※上記と異なる場合は記入してください。))	氏名	みどり 太郎																						
		電話番号	(0277) 00 - 0000																							
		令和8年1月1日以降の住所が、みどり市以外の場合には記入してください。		- 5678																						
		【現住所へ 年 月 日に転入】	母連絡先	(090) 1234 - 5678																						
	(※入所児童と住所が異なる場合には下記に現住所を記入してください。)													児童と父親や母親の現住所が異なる場合に記入してください。 例：児童の住所がみどり市だが、父は単身赴任中など												
児 童	アレルギーがある場合は記入していただき、見学等の際に保育施設へご相談ください。医師からの指示書を提出していただく場合があります。													3 人 兄弟・姉妹 の 3 番目												
	2日													個人番号(マイナンバー) 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5												
	3. アレルギー(卵白)																									
	第1希望の施設から調整を行いますので、可能な限り第3希望まで記入してください。見学してからの申込みをお願いします。													言語の遅れや疾病などお子様の発達状況に気になることがあれば必ず記入してください。												
	希望する施設名※													第1希望 第2希望 第3希望												
	〇〇保育園													△△こども園												
	□□保育園																									
※第1希望で入所できない場合、第2・第3希望での調整となります。希望している施設に入所できない場合、待機となります。																										
入所希望期間※ 令和9 年 4 月 1 日 から 令和15 年 3 月 末日 まで																										
※入所希望期間は、最長で卒園までとなります。施設を変更する場合は、再度の申込みが必要です。																										
延長保育の希望 時まで 無																										
生活 用有 (卒園まで申込み場合は、8ページの年齢別入所期間を参照のうえ、記入してください。)																										
区分	児童との続柄	氏名	性別	生年月日	職業	障がいの有無	個人番号(マイナンバー) 備考(別居・状況変更等)																			
申 込 み 児 童 以 外 の 家 族	父	みどり 太郎	男	昭和59年 4月 1日	自営業	有・無	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1																			
	母	みどり はなこ	男・女	昭和59年 5月 2日	パート	有・無	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2																			
	姉	みどり ももこ	男・女	平成30年 6月 3日	☆☆小学校	有・無	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3																			
	兄	みどり いちろう	男・女	令和2年 7月 4日	〇〇保育園	有・無	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4																			
		入所する児童の兄弟児で幼稚園・保育所・認定こども園以外の施設に通っている子がいる場合は、別途必要な書類がありますので申込時にお申し出ください。													有・無											
		令和9年度(入所予定時)の状況で記入してください。													有・無											
	男・女													年 月 日												
	男・女													年 月 日												

※家族の状況等は、入所予定時の状況で記入してください。

◎保育事由(下記から番号を選択)		父(2) ・ 母(1)
1. 家庭外労働: 家庭の外で仕事をするのが普通		2. 家庭内労働: 家事以外の仕事(自営業・酪農業など)
3. 母親の妊娠		保育を必要とする事由を選択し、()内にそれぞれ該当の数字を記入してください。
5. 病人の看護等: 長期にわたる病人看護など		6. その他: 求職中・就学中・家庭災害復旧中など

◎祖父母の状況(死別・離縁している場合は『—』を記入してください。)

		氏 名	住 所	年 齢	職 業	健康状態
父方	祖父	みどり 銀次郎	みどり市大間々町大間々1511番地	63	パート	健康・自宅療養・入院(所)
	祖母	みどり 梅子	同上	60	無職	健康・自宅療養・入院(所)
母方	祖父	—	—	—	—	健康・自宅療養・入院(所)
	祖母	東 春子	〇〇県〇〇市〇〇町〇番地〇	56	会社員	健康・自宅療養・入院(所)

◎自宅付近の地図

自宅 付 近 の 地 図	(※自宅付近の略図を目標を明確にして記入してください。)	◎同意書・誓約書 ①市が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報(算定対象者を含む)及び世帯情報を閲覧することに同意します。 ②上記の情報に基づき決定した利用者負担額及び副食費の免除区分について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。
	自宅周辺の地図をボールペン等で記入またはインターネットにて印刷した地図を貼付してください。 ※通園路ではありません。	
	年 月 日 必ずお読みください。	みどり 太郎

この申請により、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すると認められた場合、市が教育・保育給付認定を行います。 認定内容については、教育・保育給付認定通知書により保護者へお知らせします。 施設から支給認定証の提出を求められているなどの理由により、支給認定証の交付を希望する方のみ右の欄へ○を記入してください。	交付の希望
---	-------

市記載欄		支給認定証及び教育・保育認定通知書は、名称が異なりますが、効力は同等のものとなります。	
1	認定の可否		
	可・否(理由)		
	年 月 日認定	(☐ 標準 ☐ 短)	
	支給	支給(利用)期間 自 年 月 日 至 年 月 日	
	可・否(理由)	記入不要です。	
	☐ 施設型 ☐ 地域型 ☐ 特例施設型 ☐ 特例地域型		
備 考			

記入例 （保育事由に関する新規認定時または転園申込時）

就労を事由とする保護者のみ次ページの就労証明書の提出が必要になります。
就労証明書は、就労先の担当者が記入または入力をしてください。
記入または入力方法については、
みどり市ホームページ「保育園・認定こども園」の記載要領をご確認ください。
データ入力作成用としてExcel形式の就労証明書も
みどり市ホームページ「保育園・認定こども園」に掲載しています。
なお、就労証明書を訂正する場合は、
二重線を引き、「フルネームで署名」または「訂正印」で訂正し、正しい文言を記入してください。
※訂正は、就労先職員のみ可能です。
※修正テープなどは使用不可です。

保育事由 (いずれかを 選択)	自営業主、配偶者または児童の祖父母の自営業の協力者は、自営業主の確定申告書、営業許可書、開業届等の写しが必要となります。			
	通勤時間（片道） 1 時間 00 分		通勤時間（片道）時間 10 分	
	☐ 妊娠・出産		☒ 妊娠・出産	
	出生前のみ母子手帳の表紙と分娩予定日が記載されているページの写しが必要となります。			
	出生(予定)日		令和 7 年 9 月 20 日	
	復職予定 ☐ 無 / ☐ 有 (年 月 日復職予定)		復職予定 ☐ 無 / ☒ 有 (令和 8 年 9 月 20 日復職予定)	
	☐ 疾病・障害		☒ 疾病・障害	
	診断書(指定様式または治療期間が記載された指定外様式)が必要となります。※障害者手帳等を受けている場合は初回のみ			
	病名 ()		初回とは「疾病・障害」「介護・看護」認定を新規で受ける時のことです。	
	病状 ☐			
	治療期間 年 月 日 から 年 月 日		治療期間 令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 11 年 3 月 31 日	
	☐ 介護・看護		☒ 介護・看護	
	診断書(指定様式または治療期間が記載された指定外様式)が必要となります。※障害者手帳等を受けている場合は初回のみ			
	対象者 ()		対象者 (みどり 梅子)	
	児童との続柄 ()		児童との続柄 (祖母)	
	病名 ()		病名 (○○症)	
	病院名 ()		病院名 (○○病院)	
	病状 ☐ 入院中 / ☐ 通院中 / ☐ 自宅療養中		病状 ☐ 入院中 / ☐ 通院中 / ☒ 自宅療養中	
	援助期間 年 月 日 から 年 月 日		援助期間 令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 11 年 3 月 31 日	
	☐ 就学		☒ 就学	
就学期間が記載された在学証明書または学生証の写しが必要となります。				
学校名 ()		学校名 (○○専門学校)		
就学期間 年 月 日 から 年 月 日		就学期間 令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日		
☐ 求職活動 / ☐ 災害復旧 / ☐ ()		☒ 求職活動 / ☐ 災害復旧 / ☐ ()		
災害復旧…り災証明書(所管の消防署で発行)				
配偶者の状況				
死別 / 離婚 / 未婚 / 別居 / 単身赴任 / ()		死別 / 離婚 / 未婚 / 別居 / 単身赴任 / ()		
備考 ()				

就労証明書

みどり市長／みどり市教育委員会教育長 宛

入所月時点の状況を記入または入力してください。
また、3 雇用(予定)期間等で有期の場合は、
14 (雇用契約の)満了後の更新の有無をチェックしてください。
6, 7については、休憩時間も就労時間に含みます。

証明日 西暦 **2026** 年 **10** 月 **1** 日
事業所名 **株式会社△△**
代表者名 **大間々 太郎**
所在地 **みどり市笠懸町鹿〇〇番地**
電話番号 **0277** **—** **12** **—** **3456**
担当者名 **大間々 一郎**
記載者連絡先 **080** **—** **8888** **—** **8888**

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄																
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☒ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()																
2	フリガナ	ミドリ ハナコ																
	本人氏名	みどり 花子 生年月日 1984 年 5 月 2 日																
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☒ 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 2025 年 4 月 1 日 ~ 2027 年 3 月 31 日																
4	本人就労先事業所	名称 株式会社△△ 住所 みどり市笠懸町鹿〇〇番地																
5	雇用の形態	☐ 正社員 ☒ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()																
6	就労時間 (固定就労の場合)	月 火 水 木 金 土 日 祝日 合計時間 ☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☐ ☐ ☐ ☐ 月間 120 時間 0 分 (うち休憩時間 1200 分) 一月当たりの就労日数 月間 20 日 一週当たりの就労日数 週間 5 日 平日 9 時 0 分 ~ 15 時 0 分 (うち休憩時間 60 分) 土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)																
	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間 ☒ 月間 ☐ 週間 120 時間 0 分 (うち休憩時間 1200 分) 就労日数 ☒ 月間 ☐ 週間 20 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 9 時 0 分 ~ 15 時 0 分 (うち休憩時間 60 分)																
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	年月 2026 年 7 月 年月 2026 年 6 月 年月 2026 年 5 月 20 日/月 120 時間/月 20 日/月 120 時間/月 13 日/月 78 時間/月																
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☒ 取得中 期間 2026 年 8 月 9 日 ~ 2026 年 11 月 16 日																
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☒ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 2026 年 11 月 17 日 ~ 2027 年 9 月 19 日																
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☒ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☒ 病休 ☐ その他() 期間 2026 年 5 月 1 日 ~ 2026 年 5 月 14 日																
11	復職(予定)年月日	☒ 復職予定 ☐ 復職済み 2027 年 9 月 20 日																
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☒ 取得予定 ☐ 取得中 期間 2027 年 9 月 20 日 ~ 2028 年 9 月 19 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 9 時 0 分 ~ 14 時 0 分 (うち休憩時間 30 分)																
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☒ 無 産後休業・育児休業明けの申込の場合は、必ず8, 9, 11を記入または入力してください。																
14	(雇用契約の)満了後の更新の有無	☒ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定																
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☒ 否																
16	育休延長可否	☒ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否																
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日																
18	備考欄																	
19	保護者記載欄	<table> <tr> <td>児童名</td><td>生年月日</td><td>施設名</td><td rowspan="2">☒ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)</td></tr> <tr> <td>みどり 一郎</td><td>令和3 年 7 月 4 日</td><td>〇〇保育園</td></tr> <tr> <td>児童名</td><td>生年月日</td><td rowspan="3">1~18の項目は就労先の担当者が記入または入力するものです。 19のみ保護者の記入または入力が必要になります。</td></tr> <tr> <td>みどり 二郎</td><td>令和4 年 4 月 2 日</td></tr> <tr> <td>児童名</td><td>生年月日</td></tr> <tr> <td></td><td>年 月 日</td></tr> </table>	児童名	生年月日	施設名	☒ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)	みどり 一郎	令和3 年 7 月 4 日	〇〇保育園	児童名	生年月日	1~18の項目は就労先の担当者が記入または入力するものです。 19のみ保護者の記入または入力が必要になります。	みどり 二郎	令和4 年 4 月 2 日	児童名	生年月日		年 月 日
児童名	生年月日	施設名	☒ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)															
みどり 一郎	令和3 年 7 月 4 日	〇〇保育園																
児童名	生年月日	1~18の項目は就労先の担当者が記入または入力するものです。 19のみ保護者の記入または入力が必要になります。																
みどり 二郎	令和4 年 4 月 2 日																	
児童名	生年月日																	
	年 月 日																	

教育・保育給付認定申請書

記入例 (幼稚園機能)

保護者氏名

みどり 太郎

みどり市教育長 様

管 理 者 様

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定を申請します。

入所希望児童	氏名 (ふりがな) みどり じろう みどり 二郎	生年月日 令和4年 4月 2日	性別 ☒ 男 ・ 女	個人番号(マイナンバー)記載欄
児童の健康状態	1. 健康 2. 病弱(病名:) (3. アレルギー(品目: 卵白)) 4. 障がいの程度(身体障害者手帳____級 ・ 特別児童扶養手当____級 ・ 療育手帳____級) 5. その他発育で気になること()			
保護者住所・連絡先	(住 所) みどり市笠懸町鹿2952番地 みどり第1ハイツ1号室 (連絡先) 080-1234-5678			
認定者番号	※既に教育・保育給付認定を受けている場合は記入してください。			
保育希望の有無(※)	☒ 有 保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合(幼稚園等との併願の場合を含む)又は幼稚園等の預かり保育の利用を希望する場合 ☐ 無 幼稚園等の利用を希望する場合(保育所等との併願の場合を除く)			

・ 共働き家庭や、病気や出産予定等により
 ・ 自宅で保育ができない場合は【有】に○をつけてください。
 ・ その他の場合は、【無】に○をつけてください。
 ・ ※有の場合は、預かり保育が無償化の対象となる場合があります。

・ 保育、居宅訪問型保育、事業所内保
 ・ 及び⑤に必要事項を記入してください。

①

区分	氏名	児童との続柄	生年月日	性別	職 業 又 学校名等	障害の有無	個人番号(マイナンバー)記載欄
入所児童以外の世帯員	(ふりがな) みどり じろう みどり 太郎	父	昭和59年 4月 1日	☒ 男 ・ 女	自営業	有・ ☒ 無	
	(ふりがな) みどり はなこ みどり 花子	母	昭和59年 5月 2日	男 ・ ☒ 女	パート	有・ ☒ 無	
	(ふりがな) みどり ももこ みどり 桃子	姉	平成30年 6月 3日	男 ・ ☒ 女	☆☆小学校	☒ 有・無	
	(ふりがな) みどり いちろう みどり 一郎	兄	令和2年 7月 4日	☒ 男 ・ 女	〇〇保育園	有・ ☒ 無	
	(ふりがな)		年 月 日	男 ・ 女		有・無	
	(ふりがな)		年 月 日	男 ・ 女		有・無	
生活保護の適用の有無		適用無し ・ 適用有り(年 月 日保護開始)					
家庭の状況		ひとり親家庭 ・ 左記以外					

②利用を希望する期間、希望する施設(事業者)名

利用を希望する期間	令和 9 年 4 月 1 日 から 令和 12 年 3 月 31 日 まで	
利用を希望する施設(事業者)名	施設(事業者)名 ・ 希望理由	事業者番号 *
	施設名: 〇〇こども園 (希望理由) 教育方針に共感したため	

○「記入上の注意」をよく読んでから記入してください。* 印の欄はみどり市記載欄ですので、記入する必要はありません。

○字は楷書ではっきりと書いて下さい。

③保育の利用を必要とする理由等

※保護者の労働又は疾病等の理由により保育の利用を希望する場合に記入してください。

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由	備考
	父	☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他() ※具体的な状況: []	
		母	

希望利用曜日 月 曜日から 金 曜日まで 希望利用時間 8 時から 16 時まで

④税情報等の提供に当たっての署名欄

市が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報(算定対象者を含む)及び世帯の所得情報、その情報に基づき決定した利用者負担額及び副食費の免除区分について、特 必ずお読みください。 提示することに同意します。

保護者氏名 みどり 太郎

⑤支給認定証交付の希望について

この申請により、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すると認められた場合、市が教育・保育給付認定を行います。認定内容については、教育・保育給付施設から支給認定証の提出を求めらる方のみ右の欄へ○を記入してください。

支給認定証及び教育・保育認定通知書は、名称が異なりますが、効力は同等のものとなります。

* 市記載欄

受付年月日	年 月 日
-------	-------

申請書記入後は入所を希望する保育施設へ提出し、施設を通じて市へ提出してください。

表面の個人番号(マイナンバー)に記載がある場合は、施設を通じて市へ提出することが出来ませんので、施設記載欄に証明をもらった後、マイナンバーカードまたは通知カード及び身分証明書を持って、市へ直接提出してください。

なお、令和8年1月2日以降にみどり市に転入した保護者は、税情報の確認が出来ないため、表面の個人番号(マイナンバー)を記載は必須となります。

* 施設記載欄(施設(事業者)を経由して市に提出する場合)

受付年月日	年 月 日	施設に記入してもらいます。
施設(事業者)名	(事業者番号:)	
担当者	(氏名)	(連絡先)
入所契約(内定)の有無	有 (契約・内定 (年 月 日 契約(内定))) ・ 無	
備考		

子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第2号・第3号)

みどり市長 様

記入例

(幼稚園機能＋保育の必要がある方)

預かり保育の無償化の対象となります。(上限あり)

- 項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
5. 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
6. 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意し、保護者の就労、疾病その他の理由により、幼稚園・認定こども園・特別支援学校(預かり保育事業も利用する(※1))、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業の施設等利用給付認定を希望するので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

※1. 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満または②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

		認定希望日（施設利用開始日）		令和 9年 4月 1日	
保護者	フリガナ	ミドリ タロウ		申請 子ども との続柄	父
	氏名	みどり 太郎			
	居住地	〒 379 - 2313 みどり市笠懸町鹿2952番地			
日中の連絡先（電話番号）＊確実に連絡の取れる順に記入して下さい。		生年月日		昭和59年 4月 1日	
①	090-1234-5678	父携帯 父勤務先 自宅・その他（ ）	②	080-1234-5678	父携帯 父勤務先 自宅・その他（ ）
子ども申請	フリガナ	ミドリ ジロウ		現住所	〒 -
	氏名	みどり 二郎		申請者と異なる 場合のみ記載	
	生年月日	令和 4年 4月 2日		個人番号(マイナンバー)	
認定種別	☒ 申請子どもは、認定希望日時点上段:令和9年4月1日時点で3歳以上の児童 ☐ 申請子どもは、認定希望日時点下段:令和9年4月2日以降に3歳になった児童		左記で第3号に該当し、市民税非課税世帯に該当する場合は、下の□にレ点を付けて下さい。 ☐ 市民税非課税に該当		
保育を必要とする理由	該当する□にレ点を付けて下さい。				
	(子から見た続柄) ☒ 母・その他 () ☒ 就労 ☐ 妊娠出産 ☐ 疾病障害等 ☐ 介護看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動等 ☐ 就学 ☐ その他 ()				
	(子から見た続柄) 父・母・その他 () ☒ 就労 ☐ 妊娠出産 ☐ 疾病障害等 ☐ 介護看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動等 ☐ 就学 ☐ その他 ()				

上記「認定種別」が(第3号)に該当する場合に記入して下さい。

認定希望日の 現年1月1日現在の住所 ※2	(母親)	☒ 現住所と同じ	(父親)	☒ 現住所と同じ
認定希望日の 前年1月1日現在の住所 ※3	(母親)	☒ 現住所と同じ	(父親)	☒ 現住所と同じ

※2. 3. 現住所と異なる場合は、記入した住所地の市町村で発行される現年(前年)1月1日を賦課年度とする市町村民税所得割額がわかる証明書(課税証明書など)を添付して下さい。

同居者を全員記入して下さい。※個人番号欄は、上記「認定種別」が(第3号)に該当する場合に、父母及び生計の中心者のみ記入して下さい。

(生計の中心者の番号に○を付けて下さい)	フリガナ 氏名	申請子ども との続柄	生年月日	就労・通学・通園先 又は単身赴任先	要介護認定又は障害者手帳	
	①	ミドリ タロウ みどり 太郎	父	個人番号 大正 昭和 令和 平成 59年 4月 1日	自営業	☐ 有
	2	ミドリ ハナコ みどり 花子	母	個人番号 大正 昭和 令和 平成 59年 5月 2日	パート	☐ 有
	3	ミドリ モモコ みどり 桃子	姉	個人番号 大正 昭和 令和 平成 30年 6月 3日	☆☆小学校	☒ 有
	4	ミドリ イチロウ みどり 一朗	兄	個人番号 大正 昭和 令和 平成 2年 7月 4日	〇〇保育園	☐ 有
	5			個人番号 大正 昭和 令和 平成 年 月 日		☐ 有
	6			個人番号 大正 昭和 令和 平成 年 月 日		☐ 有
	7			個人番号 大正 昭和 令和 平成 年 月 日		☐ 有

<必ず裏面も記入して下さい>

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部を利用する(予定含む)方は記入して下さい。

フリガナ	〇〇コドモエン	所在地	〒 379 — 〇〇〇〇 Tel. 0277 (76) 〇〇〇〇
施設名	〇〇こども園	利用開始予定日	令和 9 年 4 月 1 日

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用する(予定含む)方は記入して下さい。

フリガナ 施設名	利用するサービス	利用開始予定日
	※認定こども園以外に、利用している事業(施設)がある場合に記入してください。	年 月 日
	病児保育・子育て援助活動	年 月 日
	TEL: — —	年 月 日
	21ページの調査書(教育・保育給付認定／施設等利用給付認定)を提出してもらうため、以下の記入は不要です。	年 月 日
	TEL: — —	年 月 日

保育を必要とする理由に応じて記入して下さい。

就 労	就労種別	☐ 居宅外労働 ☐ 自営 ⇒ ☐ 自宅 ☐ 中心者 ☐ 自宅以外 ☐ 協力者 ☐ 内職 ☐ その他： ()	☐ 居宅外労働 ☐ 自営 ⇒ ☐ 自宅 ☐ 中心者 ☐ 自宅以外 ☐ 協力者 ☐ 内職 ☐ その他： ()
	通勤手段・時間	通勤手段 徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他 () ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。 通勤時間 約 分 (往復時間を記入して下さい。)	通勤手段 徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他 () ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。 通勤時間 約 分 (往復時間を記入して下さい。)
	前年1月1日以降の転職	☐ 無 ☐ 有 ⇒ ① 就労先名： から 就労期間： から ② 就労先名： から 就労期間： から	☐ 無 ☐ 有 ⇒ ① 就労先名： から 就労期間： から ② 就労先名： から 就労期間： から
	妊娠・出産(申請時点)	☐ 無 ☐ 有 ⇒ (予定日) 年 月 日	
疾病・障害等	(疾病・障害名) (手帳交付) ☐ 有 ☐ 無	(疾病・障害名) (手帳交付) ☐ 有 ☐ 無	
介 護・看 護	被介護者名	(申請子どもとの続柄：)	(申請子どもとの続柄：)
	傷病・障害名		
受診等の状況	☐ 入院中 通院(月・週 回)	☐ 入院中 通院(月・週 回)	
	☐ 通所・通学(週 回) 施設名 ()	☐ 通所・通学(週 回) 施設名 ()	
災害復旧	災害の状況：	災害の状況：	
求職活動等	活動の内容：	活動の内容：	
就 学	通学手段・時間	通学手段 徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他 () ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。 通学時間 約 分 (往復時間を記入して下さい。)	通学手段 徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他 () ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。 通学時間 約 分 (往復時間を記入して下さい。)
	就学の目的	☐ 卒業後就労するため ☐ その他 ()	☐ 卒業後就労するため ☐ その他 ()
	期間	年 月 日まで	年 月 日まで
	卒業後の予定	(就労日数・時間) ☐ 週 日、1日 時間就労 ☐ 月	(就労日数・時間) ☐ 週 日、1日 時間就労 ☐ 月
その他	保育を行うことが困難と認められる内容	保育を行うことが困難と認められる内容	

添付書類（以下の中から該当する書類を添付して下さい）

1 居宅外で就労されている方(予定を含む)	就労証明書(就労内定の場合はその証明を受けて下さい)
2 自営(自宅外自営、親族経営等の自営を含む)の場合	就労証明書、自営の証明書類の写し(確定申告書、営業許可証、開業届等)
3 出産前後の方(出産前8週間・後1.2週間に限る)	母子健康手帳の写し(氏名と出産予定日が記載されているページ)
4 保護者が学校に在学中の方	在学証明書(入学予定の場合は合格通知等)
5 保護者が病気の方	家庭で保育ができないことが確認できる診断書
6 保護者が障害をお持ちの方	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳いずれかの写し、 家庭で保育ができないことが確認できる診断書
7 保護者が介護している方	介護が必要であることがわかる診断書
8 保護者が求職中の方	求職活動状況報告書(一度、求職活動を理由に認定を受けており、期間が終了後に再度申請する場合)
9 認可外保育施設の利用を希望される方	上記の添付種類に加え、保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書

市内教育・保育施設のご案内

笠懸いずみ保育園 **P25**

たけのこ保育園 **P26**

けやき保育園 **P27**

赤城保育園 **P28**

二葉保育園 **P29**

大間々保育園 **P30**

東保育園 **P31**

ちえのみ保育園 **P32**

幼保連携型認定こども園

みどりのもり **P33**

幼保連携型認定こども園

みどりのかぜ **P34**

幼保連携型認定こども園

笠懸いずみ第二こども園 **P35**

阿左美幼稚園 **P36**

大間々南幼稚園 **P37**

笠懸いずみ保育園

施設設置者 社会福祉法人ことぶき会

住 所 みどり市笠懸町阿左美805-2

電 話 番 号 0277-76-5511

FAX 番 号 0277-30-8058

支援センター 0277-76-6783

H P <http://kasakake-izumi.com/>

♪ 保育時間 ♪

時間区分	保育時間	延長保育	土曜保育
保育標準	7:00~18:00	有 1時間につき 100円	8:00~17:00
保育短	8:00~16:00		8:00~16:00

♪ 受入年齢 ♪

0歳児（5ヶ月から）～5歳児

♪ 保育目標 ♪

＊「和・誠実・信頼」を基本理念として、園生活を通して一人ひとりが能力・特性を発揮し、豊かな心・たくましい想像力と実行力のある子どもの育成に努める。

◎知恵と勇気と、優しい心の持てる子ども。

◎明るく元気で、みんなと仲良く遊べる子ども。

◎自然に親しみ、生命を大切に考える子ども。

♪ 保育内容 ♪

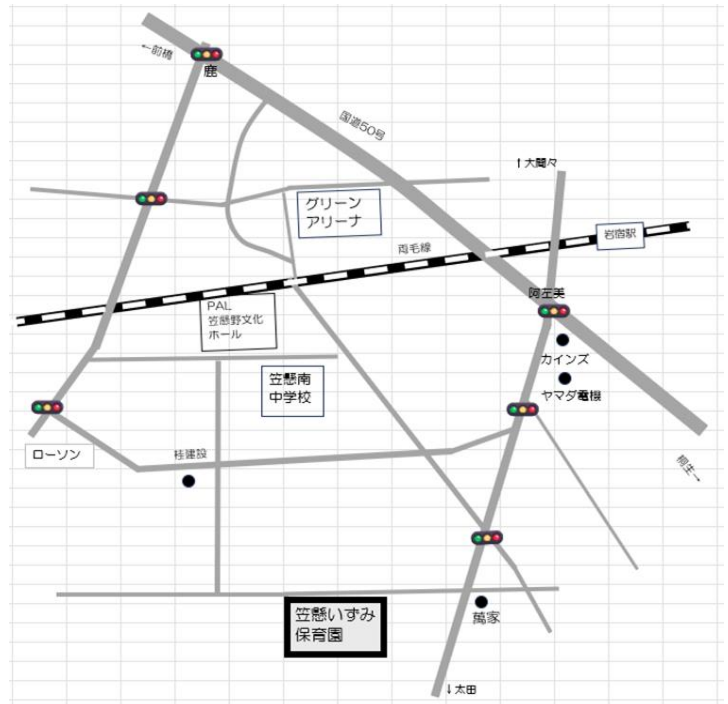
「三つ子の魂百まで」というように、幼い頃に身につけたものは決して失われることはありません。

①基本的生活習慣の確立《躰》と②遊びを中心とした《幼児教育》を各年齢ごとに取り入れ、同時に日本の伝統文化を大事にしながら、心豊かな感性を抱いていけるよう

【立腰】を始めとする躰の教育によって子どもたちは心と体を整える力を身につけます。

♪ 特別保育利用について ♪

事業名	時間	内容
子育て支援センター のびのびクラブ	9:00~14:00	保育園に来ていない親子の方達を対象に、親子リトミック カレンダー作り・育児相談・年行事・歌や手遊び・絵本や紙芝居等、 みんな気軽に参加して楽しく過ごしています。
保育相談事業	8:30~16:00	来園・電話相談
一時保育事業	8:30~16:00	・市内3歳未満児…2, 500円 ・市内3歳以上児…2, 000円 ・市外3歳未満児…3, 500円 ・市外3歳以上児…3, 000円
休日保育事業	8:30~16:00	笠懸いずみ第二こども園にて受け入れ





施設設置者 社会福祉法人 麦の芽会
 住 所 みどり市笠懸町西鹿田 21 番地 1
 電 話 番 号 0277-76-2697
 F A X 番 号 0277-76-2783
 HPアドレス <http://www.ta-ke-no-ko.net>

【保育時間】

曜日	保育時間	延長保育	土曜保育
保育標準時間	7:00～18:00	18:00～19:00	8:00～17:00
保育短時間	8:30～16:30	7:00～8:30 16:30～19:00	8:30～16:30

【地図】



【特別保育】

特別保育事業	受入時間
一時保育	9:00～16:00 (延長はご相談ください)
病後児保育	8:00～17:00
障害児保育	7:00～18:00
子育て支援センター	9:00～15:00

【保育目標(保育方針)】

「竹のようにしなやかな心と身体をもった子に！」

- ① 泥んこ遊び、裸足、薄着の保育を通して丈夫な身体をつくります。
- ② 自然の中で四季を感じながら生活し、豊かな感性を育てます。
- ③ 一人ひとりが大切にされ、仲間とのつながりを大切にし、自分の気持ちを伝え合い、生活する知恵や力をつけます。

【保育内容】

- ・赤ちゃんから就学前までの一貫した保育、障害児保育を行います。
- ・完全給食、手作りのおやつで健康な身体をつくります。
アレルギーの子の食事メニューにも配慮します。
- ・泥んこ遊び・裸足・薄着生活で丈夫な身体をつくります。
- ・散歩・山歩きなどを通して、小動物や草花など自然に親しみ、四季折々の生活を楽しみます。
- ・音楽・歌・リズム運動で、しなやかな心と身体を育てます。
- ・生活体験を描き、豊かな表現力を育てます。
- ・草木染めや土器づくりなど、自然を素材にした製作活動を行います。
- ・米作りや野菜づくりをして、収穫の喜びを味わいます。
- ・沖縄の踊り・荒馬・アイヌの踊り・竹踊りなど伝統芸能を学びます。
- ・園外保育・合宿保育(キャンプ・尾瀬を歩く・スキーなど)を行います。



けやき保育園



施設設置者 社会福祉法人麦の芽会
 住 所 みどり市笠懸町鹿4643-1
 電話番号 0277-76-2054
 FAX番号 0277-76-2053

《保育時間》

時間区分	保育時間	延長保育(有料)	土曜保育
保育標準	7:30 ~ 18:30	18:30 ~ 19:00	8:00 ~ 17:00
保育短	8:30 ~ 16:30	7:30 ~ 8:30 16:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30



4~5歳児になったら、 キャンプや尾瀬探訪を体験

日帰りでは得られない体験を

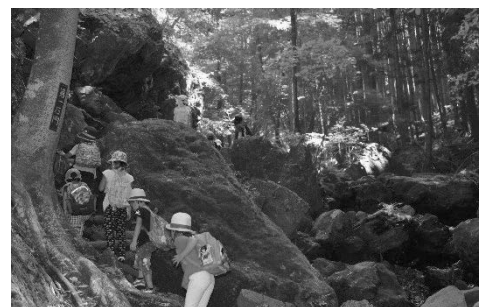
標高1,400m以上の高地、四方を2,000m級の山々に囲まれた盆地、大都市からは遠く離れ、高層建築物どころか山小屋以外に建物もなく、居住する人は皆無に等しい。

澄み切った空気、低い気温、空を遮るものや邪魔な灯りも、人もいない。そんな大自然の真ん中に泊まらなければ体験できないことがあります。

星の降る夜・漆黒の闇

山小屋から漏れる灯り以外には光も無く、月明かりのない夜は文字通り「漆黒の闇」。運よく晴れていたら、天の川のすごさにきっと感動することでしょう。

自然の中で思い切り遊び、生活することは、子ども達に限りない豊かな感性と、喜びと賢さや知恵をもたらしてくれます。嬉しいことに、みどり市は自然がいっぱいです。そんな自然の中にどっぷりとつかって生活できる幸せを感じてくれたら素敵です。



保育園中のみんなが、樺の木のようにどっしりと元気いっぱいに遊んでいます。

赤城保育園

施設設置者 社会福祉法人 柏

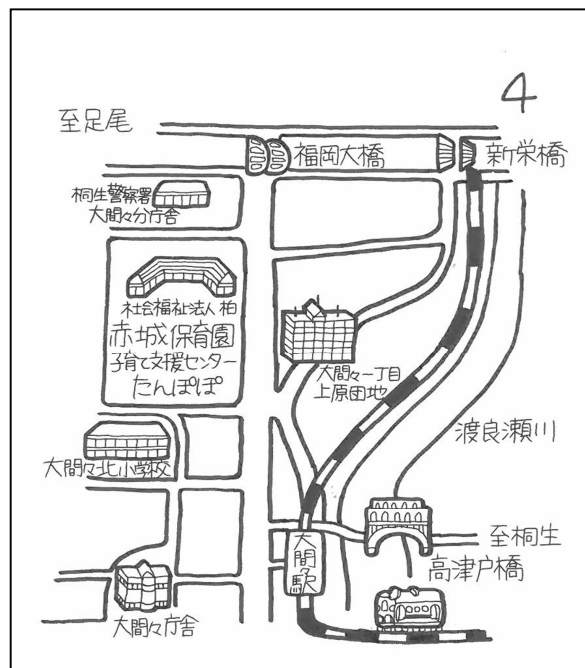
住 所 みどり市大間々町桐原775-1

電話番号 0277-72-2061

FAX番号 0277-72-2021

HPアドレス <http://www.kashiwa.shafuk.com>

【地図】



【保育時間】

曜 日	保育時間	延長時間(有料)	土曜保育
保育標準	7:30~18:30	18:30~19:00	7:30~17:30
保育短	8:30~16:30	7:30~8:30 16:30~19:00	8:30~16:30

【受入年齢】

0歳児（生後3ヶ月）～5歳児

【保育目標】

- ☆元気で明るい子
- ☆友だちと仲良く遊べる子
- ☆自分の事は自分でできる子
- ☆やさしい子
- ☆最後までがんばる子



【保育内容】

「目標に向かってモチベーションを維持し、自分をコントロールして仲間と協力しながら物事を成し遂げる」力である【非認知能力】を育むため、子どもの気づきや“やってみたい”と思う気持ちを大切に組み込んでいます。

- ☆アレルギー対応 アレルギーのお子さんとはご相談ください。
- ☆障害児保育 市役所・保育園にご相談下さい。
- ☆育児保育相談 子育ての悩み等、相談を受け付けております。保育園にご連絡ください。
- ☆園庭解放 午前9:00～12:00（必ずお家の方が付き添ってください。）
- ☆一時預かり保育 一時的に家庭で保育が困難になった就学前のお子さんをお預かりします。
- ☆園内見学 事前に電話でお問い合わせください。

《給食について》

子ども達の成長に合わせ、一日の活動成長に必要な栄養素をバランスよく取り入れ、安全で美味しい給食を提供しています。旬の食材で季節感を出したり麴を使った料理や行事食を取り入れたり、献立にも工夫をしています。

《地域子育て支援センター・たんぽぽ》

陽だまりのように暖かくゆったりとした雰囲気の中で、親子で楽しい「あそびの場」「交流の場」として、どなたでもお気軽にご利用いただきたいと思います。

○利用対象：未就園児の親子（市外の方も大歓迎です！） ○連絡先：0277-46-6061

二葉保育園

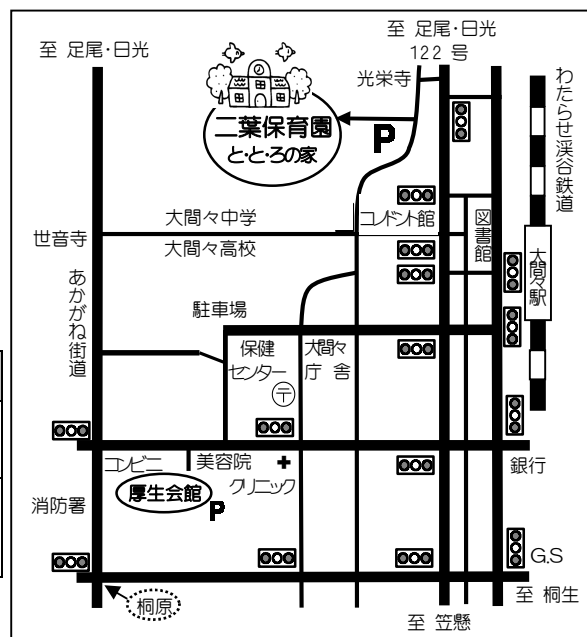
施設設置者	社会福祉法人	柏
運営主体	社会福祉法人	柏
住所	みどり市大間々町大間々2261-3	
電話番号	0277-72-1182	
FAX番号	0277-72-1312	
e-mail	futaba@kashiwa.shafuku.com	

【保育時間】

時間区分	保育時間	延長保育(有料)	土曜保育
保育標準	7:30~18:30	18:30~19:00	7:30~17:00
保育短	8:30~16:30	7:30~8:30 16:30~19:00	8:30~16:30

【受入年齢】 0歳児（3ヶ月より）～ 5歳児

【地 义】



保育目標

- ◎ 元気で明るい子
- ◎ お友だちと仲良く遊べる子
- ◎ 自分の事は自分でできる子
- ◎ やさしい子
- ◎ 最後までがんばる子

保育内容

- ◎乳 児 保 育
 - ◎障 害 児 保 育
 - ◎休 日 保 育
 - ◎育児保育相談
 - ◎一時預かり保育

生後3ヶ月から受け入れます
市役所・保育園にご相談ください
日曜・祝日保育が必要な方は
ご相談ください
子育ての悩み等 相談を受け付
けています
一時的に家庭で保育が困難に
なった就学前のお子さんを
お預かりします



給食について

自園調理を行い、給食やおやつは手作りを心がけています。幼児期に敵した栄養価や材料を考慮し、見た目も大切にし、美味しく食べられるように工夫しています。アレルギーのお子さんについてはご相談ください。アレルギー児対応食の調理方法や配膳方法を工夫しています。

0・1・2歳児 完全給食

昼食・午前・午後のおやつがでます
乳児は、個々の成長に合わせて離乳
食を作ります。（保護者と連携し進
めます。）

3・4・5歳児 完全給食

昼食・午後のおやつがでます。

地域子育て
支援センター

- ◎ と・と・ろの家

地域で子育てをしているご家庭のサポートを
目的に様々なメニューの提供をしています。ぜ
ひ、お出かけください。

利用対象：未就学児と付き添いの方

開 所 日：月曜日～金曜日（祝祭日を除く）

時 間：午前9時30分～午後3時

お問い合わせ：0277-72-2822

または 090-8851-5548

※見学したい方は、園にご連絡ください。なんでもお気軽にご相談ください。

大間々保育園

施設設置者 社会福祉法人 柏

【地図】

住所 みどり市大間々町大間々792-2

電話番号 0277-72-1448

FAX番号 0277-72-1460

HPアドレス <http://www.kashiwa.shafuk.com>

【保育時間】

時間区分	保育時間	延長保育(有料)	土曜保育
保育標準	7:30~ 18:30	18:30~19:00	7:30~ 17:00
保育短	8:30~ 16:30	7:30~8:30 16:30~19:00	8:30~ 16:30

【受入年齢】

0歳児(生後3ヶ月)~5歳児(就学前)

【保育目標】

- ◎元気で明るい子 ◎お友達と仲良く遊べる子
- ◎自分の事は自分で出来る子 ◎やさしい子
- ◎最後まで頑張る子

【保育内容】

一人ひとりの子どもたちが「自分でやってみたい」「こうしたい」と感じる気持ちを形にしながら主体性を大切にしたい保育をこころがけています。

乳児保育 生後3ヶ月から受け入れます。

障害児保育 市役所・保育園にご相談ください。

休日保育 日曜・祝日保育をご希望の方はご相談ください。

育児保育相談 子育ての悩み等、相談を受け付けております。保育園にご連絡ください。

園庭解放 月曜日~金曜日 午前 10:00~12:00

(必ずお家の方が付き添ってください。)

一時預かり保育 お家の方が病院に行きたい・病人の看護・介護・冠婚葬祭に出席したい等、一時的に家庭で保育が困難になった就学前のお子さんをお預かりします。常時、担当の保育士がおります。ご希望の方は保育園にご連絡ください。

【給食について】

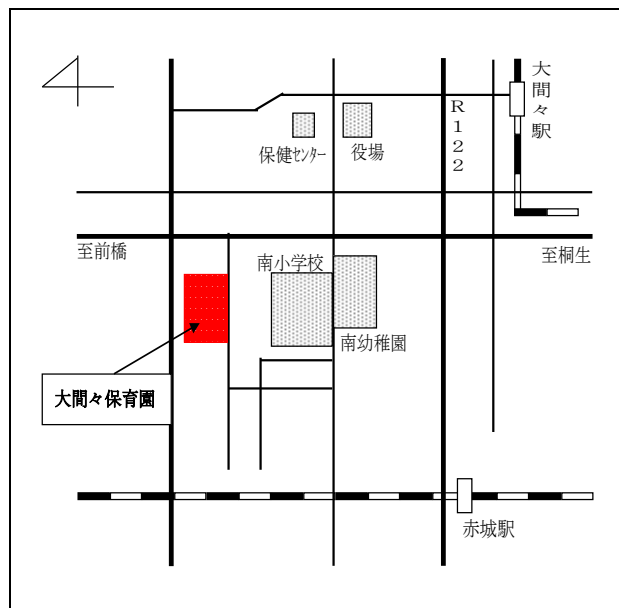
自園調理で手作りを心がけています。子どもたちの成長に合わせ、一日の活動と成長に必要な栄養素をバランスよく取り入れ安全で美味しい給食を提供しています。旬の食材で季節感を出したり、行事食を取り入れたり、目からも楽しめるよう努めています。

離乳食は、子どもの咀嚼力に合わせた形態の食品で、ゆっくり進めていきます。

アレルギーのお子さんについてはご相談ください。

全園児・・・完全給食です。

※ 令和7年度4月からみどり市在住の園児を対象に給食費が無償化となりました。



※見学したい方は、園までご連絡ください。何でもお気軽にご相談ください。



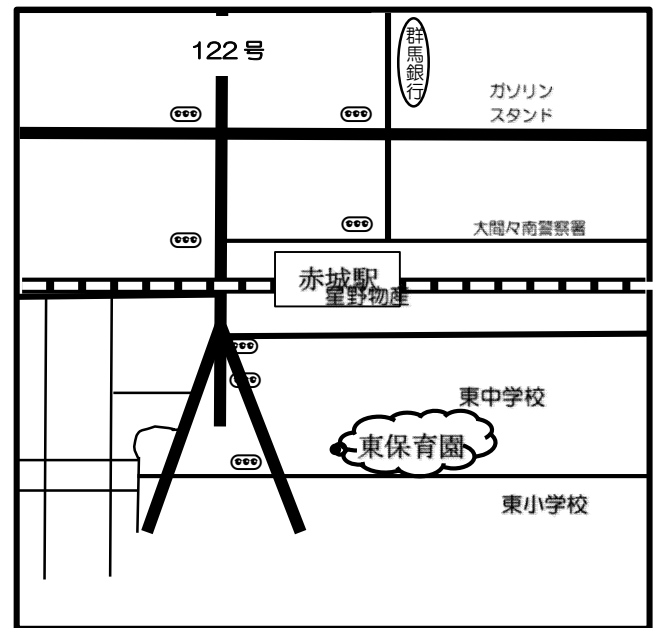
東保育園



施設設置者 社会福祉法人 柏
 住 所 みどり市大間々町大間々471-1
 電話番号 0277-73-4188
 FAX 番号 0277-73-4189

＜保育時間＞

時間区分	保育時間	延長保育(有料)	土曜保育
保育標準	7:30～18:30	18:30～19:00	7:30～17:00
保育短	8:30～16:30	7:30～8:30 16:30～19:00	8:30～16:30



＜受入年齢＞

0歳児（3ヶ月）～5歳児（就学前）

＜保育目標＞

- ◎元気で明るい子
- ◎自分の事は自分でできる子
- ◎最後まで頑張る子
- ◎友達と仲良く遊べる子
- ◎やさしい子



＜保育内容＞

- 乳 児 保 育 生後3か月から受け入れます。
- 障 害 児 保 育 市役所・保育園にご相談ください。
- 休 日 保 育 日曜・祝日保育が必要な方はご相談ください。
- 育児保育相談 子育ての悩み等相談を受け付けます。電話予約してください。
- 園 庭 解 放 月曜日から金曜日 午前9:00～11:00
 （職員室にお声かけください。必ずおうちの方が付き添ってください。）
- 一時預かり保育 一時的に家庭で保育が困難になった就学前のお子さんをお預かりします。
 まずは保育園にご連絡ください。

＜保育園給食について＞

- ◎自園調理です。四季折々の旬のものを素材とし、野菜類をふんだんに使っています。
 食欲をそそるようなメニュー作りで美味しく食べられるように工夫しています。
 乳児には、成長にそった離乳食を作ります。
 毎月1回、保育士と給食会議を行い、子ども達の様子を確認し合っています。
 0・1・2歳児は、昼食の他、午前・午後のおやつがです。
 3・4・5歳児は、昼食の他、午後のおやつがです。
- ◎アレルギーのお子さんについてはご相談ください。

※見学をご希望の方は、園にご連絡ください。なんでもお気軽にご相談ください。



ちえのみ保育園



施設設置者 社会福祉法人 あおぞら会
 住 所 みどり市東町花輪215番地
 電話番号 0277-97-3377
 FAX番号 0277-46-8474

【保育時間】

時間区分	保育時間	延長保育(有料)	土曜保育
保育標準	7:00~18:00	なし	8:00~17:00
保育短	8:00~16:00	7:00~8:00 16:00~18:00	8:00~16:00

【受入年齢】

0歳児(生後6ヶ月)~5歳児(就学前)

【地図】



- ☆ “ありがとう”と“ごめんなさい”が素直に言える子
- ☆ 最後まで諦めないで 何でも頑張る子
- ☆ 思いやりの気持ちを持って 友達と仲良く遊べる子

【環境・立地】

- 山と川に囲まれた自然豊かな環境の中で、わたらせ渓谷鉄道の沿線に立地した、大自然の中にある保育園です。園庭からも鉄道を間近に見ることができ、子ども達も毎日 手を振って喜んでいます。

【保育内容】

- 少人数ならではの良さを生かし、きめ細やかな保育を行っています。活動によって異年齢児保育を実施しており、様々な学年の子ども達が関わりを持っています。
- お散歩、お花見、泥んこ遊び、ブルーベリー狩り、プール活動、雪遊び、築山からのそり滑り、月の製作など、季節に応じて楽しい活動を行っています。
- ピアニカ(5歳児)、和太鼓(5歳児)、リズム、竹馬、洋楽器など様々な活動、素材、道具に触れる機会を設け、たくさんのかたちを経験・体験しています。劇や遊戯、ソーラン節(4・5歳児)などは行事で発表します。

【年間行事】

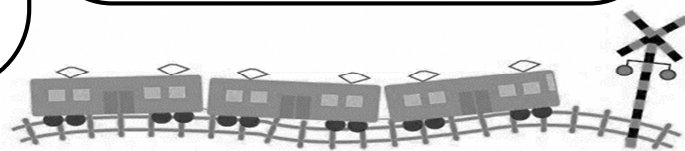
- 全園児でお祝いする誕生会(3ヶ月毎)、保育参観、日々の頑張りを発表する運動会とクリスマス発表会、遠足(年に3回)、季節の行事など子ども達が楽しめる行事を行っています。
- 年長児のお泊まり保育では、食材の買い出しやカレー作り、夏祭り、花火などを行い、お風呂は近隣の温泉へ出掛けています。
- 遠足では、わたらせ渓谷鉄道に乗って出かける事もあります。

【給食・食育について】

- 完全給食です。手作りを心がけ、子ども達の健康をサポートしています。離乳食やアレルギー食にも対応しております。(アレルギー食については、医師の指示書が必須)
- クッキングでは、自分達で育てた野菜や旬の物を使って、季節や年齢に合ったおやつ・主食・副菜を作っています。(年齢によって回数は異なります。) ※ 感染症が流行する時期は実施しておりません。

【特別保育・その他】

- 一時保育・・・保育園にご相談ください。 ※ 見学したい方は園までご連絡ください。



みどりのもり

施設設置者 社会福祉法人 清鳳会
住 所 みどり市笠懸町鹿 2532-10
電 話 番 号 0 2 7 7 - 7 6 - 6 5 0 8
FAX 番 号 0 2 7 7 - 4 6 - 6 1 8 7

＜教育・保育時間＞

時間区分	教育・保育時間	延長保育（有料）	土曜保育
教育標準 （1号認定）	9:00～13:00	8:00～9:00 13:00～16:00	なし
保育標準 （2.3号認定）	7:00～18:00	18:00～19:00	7:30～16:00
保育短 （2.3号認定）	8:00～16:00	7:00～8:00 16:00～19:00	8:00～16:00



教育・保育に対する考え方

教育・保育理念

子どもの文化、人権を守り全ての子どもたちの最善の利益を追求する。

子どもたちを取り巻く環境は日々、驚きと発見の連続です。子どもたちの声にならない、ちいさな思いを受け止めながら一緒に感動、体感しながら教育・保育を行っています。

子どもたち一人ひとりが自ら育とうとする心、保育者、保護者、子どもたちに関わる全ての大人が共に成長できる場所でありたいと考えております。日々の生活は全てがつながっています。安全面はもちろん、生活の連続性にも配慮しています。

教育・保育内容

- ・ 自然環境豊かな場所で、子どもたち一人ひとりの主体的な活動に重きを置いています。
- ・ 読み、書き等は一切、行っていません。遊びの中から、一人ひとりの興味関心を引き出せるように環境構成に力を入れています。

子育て支援センター

全ての子育て家庭を対象に、子育てに関する悩みや相談等を受け付けております。また、同じ子育て家庭の交流や情報提供など毎日実施しております。お気軽に足を運んでみてください。いつでも受け付けております。

※なかなか、支援センターに足を運ぶのが難しい・・・、行ってみたいけど勇気がない・・・等相談事がありましたら、家庭訪問も行っておりますのでまずは、お気軽にお電話ください。



みどりのもり

MIDORI NO MORI

幼保連携型認定こども園

みどりのかぜ

幼保連携型認定こども園 みどりのかぜ

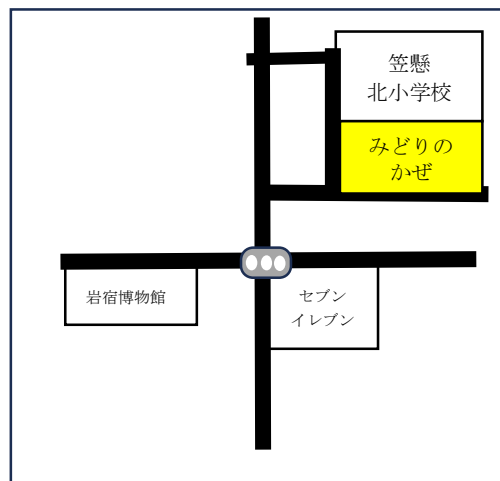
施設設置者 社会福祉法人 清鳳会

住 所 みどり市笠懸町阿左美 3740-1

電 話 番 号 0277-76-2012

FAX 番 号 0277-76-2007

e-mail : info-midorinokaze@seihoukai.ed.jp



《教育・保育時間》

時間区分	教育・保育時間	延長保育（有料）	土曜保育
教育標準 （1号認定）	9：00～14：00	8：30～9：00 14：00～16：00	なし
保育標準 （2.3号認定）	7：30～18：30	なし	8：00～12：00
保育短時間 （2.3号認定）	8：30～16：30	7：30～8：30 16：30～18：30	8：00～12：00



《受入年齢》0歳児（生後2か月から）～5歳児

教育・保育に対する考え方

《教育・保育理念》

こどもの文化、人権を守り全てのこどもたちの最善の利益を追求する。

《保育目標》

育つ心と育てあう心を大切に

『四季をとおして、自然の風を感じながら豊かな感性を育み、 丈夫な心と体の育ちを願う』

こどもたちを取り巻く環境は日々、驚きと発見の連続です。こどもたちの声にならない、ちいさな思いを受け止めながら一緒に感動、体感しながら教育・保育を行っています。こどもたち一人ひとりが自ら育とうとする心、保育者、保護者、こどもたちに関わる全ての大人が共に成長できる場所でありたいと考えております。

教育・保育内容

- ・ 自然環境豊かな場所で、こどもたち一人ひとりの主体的な活動に重きを置いています。
- ・ 遊びの中から、一人ひとりの興味関心を引き出せるように環境構成に力を入れています。

《一時預かり保育事業》

通院や入院、介護、リフレッシュなどで利用できます。

受入時間 8：30～16：00

《育児相談》 随時行っています。

※園見学は随時行っています。



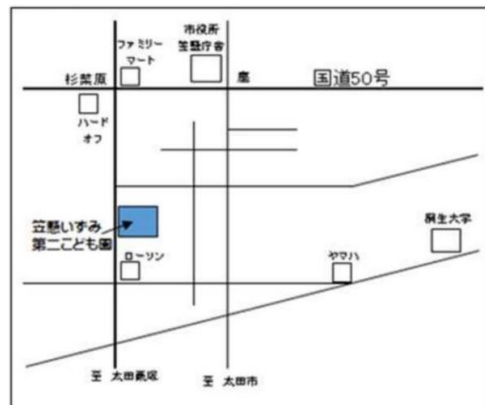
みどりのかぜ

MIDORI NO KAZE

笠懸いずみ第二こども園

施設設置者	社会福祉法人ことぶき会		
住 所	みどり市笠懸町久宮299-1		
電 話 番 号	0277-46-7581	FAX 番 号	0277-46-7582
子育て支援センター電話番号	0277-46-6577		
HPアドレス	https://kasakake-izumidai2.com		

地 図



◆保育時間◆

曜 日	標 準	短	1号認定
月～金	7:00～18:00	8:00～16:00	9:00～14:00
土	8:00～17:00	8:00～16:00	なし

◆受入年齢◆ 0歳児(5ヶ月)～5歳児

◆保育方針◆

「和・誠実・信頼」を基本理念として、園生活を通して一人ひとりが能力・特性を発揮し、豊かな心・たくましい想像力と実行力のある子どもの育成に努める。

- ◎知恵と勇気と優しい心の持てる子ども
- ◎明るく元気でみんなと仲良く遊べる子ども
- ◎自然に親しみ生命を大切に考える子ども

◆教育・保育内容◆

「三つ子の魂百まで」というように、幼い頃に身につけたものは決して失われることはありません。

- ①基本的生活習慣の確立《躰》と②遊びを中心とした《幼児教育》を各年齢ごとに取り入れ、同時に日本の伝統文化を大事にしながら、心豊かな感性を抱いていけるよう

【立腰】を始めとする躰の教育によって子どもたちは心と体を整える力を身につけます。

◆特別保育利用について◆

事 業 名	時 間	料 金	内 容
子育て支援センター すくすくクラブ	9:00 ～ 14:00	無料	自由活動・育児相談は予約不要。 ヨガ・リトミック・カレンダー作りなどのイベント は要予約。マタニティ～入園までの子ども・両親・ 祖父母が来所可能。
教育・保育相談事業	8:30～16:00	無料	
一時保育事業	8:30～16:00	*市内3歳未満児……2,500円 *市内3歳以上児……2,000円 *市外3歳未満児……3,500円 *市外3歳以上児……3,000円	
休日保育事業	8:30～16:00	*無料 *いずみ保育園園児受け入れ可	

阿左美幼稚園

＜幼稚園名称＞阿左美幼稚園

施設設置者 学校法人 南光寺学園

住 所 みどり市笠懸町阿左美 967-2

電 話 番 号 0277-76-7320

F A X 番 号 0277-46-6011



ホームページ

＜教育・保育時間＞

時間区分	教育・保育時間	預かり保育	土曜保育（預かり保育）
教育標準	7：50～14：00	14：30～ 18：30	第1・3・4週のみ 8：00～15：00

＜受入年齢＞3歳児～5歳児

教育・保育に対する考え方

＜教育・保育理念＞

＜教育目標＞

＜教育・保育内容＞

＜預かり保育事業＞



※ホームページ・Instagramをご覧ください!!



～3歳になったらたくさんの経験と愛情の阿左美幼稚園～

○わからないことがあったら一度幼稚園にご連絡下さい!!

0 2 7 7 - 7 6 - 7 3 2 0



大間々南幼稚園

並びに併設たんぽぽ保育所

施設設置者 学校法人 マイトリー学園

住 所 みどり市大間々町大間々895-1

電 話 番 号 0277-73-0067

FAX番 号 0277-72-1592

e-mail: maitory@bd.wakwak.com

《教育・保育時間》

時間区分	教育・保育時間	預かり保育	休日保育（預かり保育）
教育標準	8:30~14:00	7:30~ 8:30 14:00~18:30	な し

《受入年齢》 満2歳児（満2歳の誕生日より）～5歳児（就学前）

- ・満2歳児、満3歳児・・・併設たんぽぽ保育所
- ・3歳児～5歳児・・・大間々南幼稚園
- ・通える範囲なら、みどり市内外を問わずどこからでも入園入所できます。

✂教育・保育に対する考え方

《教育・保育理念》

「元気に 明るく 豊かに」をモットーに、遊びを通して知育（英語・国語・算数）・徳育（体験活動・道徳・食育）・体育（各種運動）を推進し、小学校教育との円滑な接続を重視し、「小学校で自信と意欲を持って活動できる子」「**小学校で伸びる子**」を育みます。

《教育目標》

幼児期にふさわしい環境を整え、集団生活の中で豊かで楽しい体験を通して、心身ともに健康で、心豊かな子どもを育てる。

✂教育・保育・園の特色

- ・保育園と同じく年間を通し11時間保育を行い、年間を通し完全給食（ご飯・おかず）を提供しています。在園児も大間々町外の方が多くなっています。
- ・ホームページやInstagramによる情報発信・情報提供を平常日は毎日発信・提供しています。
詳しくはホームページをご覧ください！ <http://maitory.main.jp>
- Instagram: [maitory.youchien](https://www.instagram.com/maitory.youchien)
- ・特色ある教育課程として「マイトリーカリキュラム」を作成し、様々な学習活動・体験活動・食育活動等を推進していくため、「英語の時間」「国語の時間」「算数の時間」「道徳の時間」「体育の時間」「造形活動の時間」「主体性の時間」「自由保育の時間」等を設定して実践していくとともに、自然体験学習・文化体験学習・食育学習・遠足等の園外学習を重視し、年間を通し多数実践しています。
- ・**アクティブライフプロジェクト（体力向上推進事業）を実施し、毎日朝のサーキットトレーニングや体操、マラソン、なわとび等を実施するとともに、ボール投げ・ドッジボール・ダンス・ポッチャ・なわとび・運動等の各種教室等を行い、子どもたちの体力的な体験を充実させています。**
- ・送迎バスを3台保有し、6コースで送迎しており、送迎が可能な限りの範囲対応いたします。
- ・家庭支援、子育て支援を重視するため、たんぽぽ保育所は、保育料月15,000円（新1号認定児、みどり市在住の新2号認定児は無料）に抑え、保育料以外の費用も極力抑え、教材費・月刊誌代・特別教育費・クラス費・教室環境整備費・冷暖房費等を含め2,000円にしています。（給食費は別途）

《預かり保育事業》 長期休業中も含め、1年間を通し行っています。（料金も保育園とほぼ同等）

受入時間 7:30~18:30 ※いつでも見学・説明OKです！

